

## 一般社団法人移住・交流推進機構会員規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人移住・交流推進機構定款第6条、第8条及び第44条の規定に基づき、一般社団法人移住・交流推進機構（以下「機構」という。）の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入会手続き)

第2条 会員になろうとする者（有識者会員を除く。）は、所定の加入申込書を代表理事宛てに提出しなければならない。

2 前項の申し込みがあったときは、理事会は、第3条の定めに従い、加入の承認、不承認を決定し、これを加入申込者に対し通知する。

### (会員資格基準)

第3条 会員になろうとする者から第2条の申し込みがあったとき、理事会は、以下の何れかの項目に該当する場合、加入を承認しないことがある。

(1) 機構の趣旨に賛同していない。

(2) 過去に機構の定款または本規則違反その他の事由により、除名または退会処分を受けたことがある。

2 市町村は、その存する都道府県が都道府県会員である場合に限り市町村会員となることができる。

また、その存する都道府県が都道府県会員の資格を喪失したときは、市町村は同時に市町村会員の資格を喪失する。

### (会員資格の取得)

第4条 正会員（有識者会員を除く。）としての加入の承認を受けた者は、その承認を受けた日に会員資格を取得する。ただし、定款第7条及び次条に定める加入時の会費が納入されるまでの間は、その権限を行使することができない。

2 市町村会員として加入の承認を受けた者は、その承認を受けた日に会員資格を取得する。

3 有識者会員に決定された者は、会員資格を取得する日として理事会が定めた日に会員資格を取得する。

### (会費)

第5条 加入の承認を受けた者は、速やかに定款第7条に定める加入時の会費を納入し、同条に定める次事業年度以降分の会費については、それぞれ個々に定められた会費納入月までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、機構の設立の登記の前日に任意団体移住・交流推進機構の会員であって、機構の設立の登記の日に加入の承認を受けた者にあつては、その加入の承認を受けた日に定款第7条に定める加入時の会費を納入したものとみなす。

3 前項に規定する者については、平成27年3月までの間で個々に定められる会費納入月に年会費を

納入しなければならない。

4 第1項及び第3項の会費を滞納した者は、その滞納期間中は会員の権限を行使することができない。

(退会)

第6条 退会しようとするときは、別に定める退会届を代表理事宛てに提出しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規則は、機構の設立の登記の日から施行する。